



浦添市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

浦添市長

松本哲治

浦添市条例第 19 号

浦添市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

浦添市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「1月当たりの通勤回数を考慮して」を削る。

第26条第1項中「各号」を「及び第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の浦添市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（規則への委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。